



第 74 回理事会を開催

4月18日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第74回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事16名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 第13回定時社員総会の議案書

定時社員総会に上程予定の諸議案及び議案書等について、原案のとおり定時社員総会に付議することが決定しました。

2. 第13回定時社員総会の開催及び役割分担

5月23日(木)15時～、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにて開催が決定しました。
また、当日の役割分担やタイムスケジュール等も決定しました。

3. 事務局長の選任

湯澤専務理事が、事務局長を兼任することが決定しました。

4. 新規加入会員の承認

正会員1社（株式会社アースエンタープライズ）が、承認されました。

【報告事項】

1. 令和6年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

今年度の栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員について、報告しました。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応に係る感謝状の贈呈

新型コロナウイルス感染症への対応について、栃木県から感謝状が贈呈されたことを報告しました。

3. 臨時補助員の選任

臨時補助員を採用することについて、報告しました。

4. 会員の異動

住所変更及び退会した正会員の説明を行い、4月12日現在の正会員は196社、賛助会員は23社、合計219社であることを報告しました。

5. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

6. 当協会青年部活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

公益社団法人栃木県産業資源循環協会第13回定時社員総会

○日時：令和6年5月23日（木）15時～（受付14時～）

○場所：宇都宮東武ホテルグランデ 松柏（4階）

宇都宮市本町5-12 TEL 028-627-0111

○議案：第1号議案 令和5年度事業実施報告について

第2号議案 令和5年度決算承認について

第3号議案 任期満了に伴う役員（理事）の改選について

報告事項1 令和6年度事業実施計画について

報告事項2 令和6年度収支予算について

新規加入会員紹介【正会員 1 社】

●株式会社アースエンタープライズ 代表取締役 荒井 秀男

所在地：宇都宮市新里町丁 984-1 TEL028-665-7110 FAX028-665-7112

事業所：鹿沼市茂呂字岩石 657-1 TEL0289-74-5880 FAX0289-74-5881

ホームページ <https://earth.ti-collection.group>

*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和5年3月3日

燃え殻、汚泥（石綿含有廃棄物を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）

*特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和5年4月18日

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

*中間処理業（破碎、切断、選別、圧縮梱包） 栃木県：令和3年8月19日

①破碎に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

②切断に係るもの

金属くず

③選別に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

④圧縮梱包に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

【青年部】

役員会及び全体会を開催しました。

当協会青年部は、4月9日(火)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、役員会及び全体会を開催し、諸議題について協議しました。

○役員会 参加者11名

全体会で審議する令和6年度事業実施計画等について協議しました。

○全体会 参加者23名

令和6年度実施予定の協会、関東ブロック、全国協議会の各事業について審議しました。

*決議・協議事項

①今後の事業活動（協会、関東ブロック、全国協議会）

②任期満了に伴う役員改選

③(公社)栃木県産業資源循環協会第13回定時社員総会の開催及び役割担当

*報告事項

①令和6年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

②令和6年度許可申請等に関する講習会

－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和6年4月30日現在、28名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、部員が所属する貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入部頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

令和6年度（第20期生）産業廃棄物処理業経営塾塾生募集

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手になると思われる企業の経営責任者や将来の幹部候補職員を対象として、広域な知識、見識が求められる産業廃棄物の処理業の経営について、全国の水準を高める役割を担う人材を育成することを目的に「令和6年度 第20期産業廃棄物処理業経営塾」を開講することとなりました。申込みを希望する方は、産業廃棄物処理事業振興財団のホームページから所定の入塾願書をダウンロードするか、当協会にパンフレットがございますので御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 程 令和6年6月～令和7年1月（8か月間）
2. 講義時間 10時30分～16時（通常講義）
3. 講 義 数 26講義+合宿研修（2回）+施設見学
4. 会 場 【講義会場】公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団内 会議室
東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
【合宿研修】○夏季合宿研修 ホテルプラザオーサカ
大阪府大阪市淀川区新北野1-9-15 TEL06-6303-1000
○秋季合宿研修 クロス・ウェーブ梅田
大阪府大阪市北区神山町1-12 TEL06-6312-3200
5. 受 講 料 66万円（税込）（受講料にはテキスト代、合宿研修費等が含まれています）
6. 応募締切 令和6年5月17日（金）

【お問い合わせ・願書提出先】

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 TEL03-4355-0155 <https://www.sanpainer.or.jp>

廃棄物処理施設技術管理者講習について

一般財団法人日本環境衛生センターが実施している「廃棄物処理施設技術管理者講習」の受講申込書が当協会にございますので、受講される方は御連絡ください。TEL028-612-8016

【基礎・管理課程】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第17条第1項第4号に対応した講習です。技術管理者を設置される施設または事業場の種類(類型)に応じてコースを選択していただきます。

《受講対象》

年令18歳以上の方は学歴・実務経験の有無を問わず、どなたでも受講できます。

《受講コース》

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース

【管理課程】

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第96号」（平成12年12月28日）に対応する講習です。

《受講対象》

学歴等に応じた実務経験（「廃棄物処理法」施行規則第17条第1項第1～3号に該当する技術管理者の資格要件）が必要です。

《受講コース》

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース

【お問い合わせ・申込書の受付事務局】

（一財）日本環境衛生センター 東日本支局サステナブル社会推進部 TEL044-288-4919

スキルアップを考えている
方に必須の試験です



産業廃棄物適正処理のマスコット
「たけまる君」

産業廃棄物処理検定

廃棄物処理法基礎

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は 公式テキスト第1版(発行:令和5年9月)の内容を理解しているかを問います。
2024年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に合格すると…

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和6年度から「CBT方式の試験」で行います。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

第7回 令和6年9月9日(月)～9月29日(日) (申込期間)令和6年8月5日(月)～8月26日(月)

第8回 令和7年2月12日(水)～3月5日(水) (申込期間)令和7年1月8日(水)～1月29日(水)

※受験日時については、試験実施期間内で、受験者が選べます。

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail : ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間／月～金 9:00～17:00 ●定休日／土日・祝日

2024.04

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の 環境衛生管理株式会社 を訪問しました。

1 会社概要

会社名 環境衛生管理株式会社 代表取締役 高橋 和則
本社 栃木県足利市助戸大橋町 1924 番地
TEL 0284-41-0608 FAX 0284-41-2344
ホームページ <http://www.kankyo-eisei.co.jp>
設立 平成 45 年 9 月 2 日 従業員 20 人

2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業
 - ・栃木県 (0900025812)
 - ・群馬県 (1000025812)
- 一般廃棄物収集運搬業（足利市）
- 浄化槽清掃業（足利市）
- 浄化槽保守点検業（足利市・佐野市）
- エコアクション 21 認証
- SDGs 宣言



3 企業理念・企業方針

当社は、地域の人々と生活環境を共に守っていく事を念頭に置き、
自然環境、生活環境の保全に努め、地域の人々の信頼のもとに、
全社員一人一人が最善をつくし業務に励みます。

4 会社からひと言

当社は、昭和 45 年の創業以来、地元密着型の企業として、地域の人々の理解と協力の中で発展・成長をしてきました。
これからも、地域の人々への感謝の気持ちを忘れず、安全・安心の生活を守り続ける地元企業として、全社員が努力と成長をしていく会社であるよう努めて参ります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL 028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題も「不法投棄」でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、廃棄物処理法第16条の不法投棄に関する規定について、誤っているものはどれか。

- (1) 廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
- (2) 処理基準違反行為の程度が著しい場合でも、本条の対象となる
- (3) 事業者、処理業者等が反復継続して不法投棄を行う場合のみならず、単に1回だけでも処分した場合にも適用される
- (4) 廃棄物を不法に投棄した場合、投棄者が法人の使用人であって、当該法人の業務に関して投棄した場合には、投棄者だけでなく、その使用人の法人に対して3億円の罰金が課せられる場合がある
- (5) 軽度の処理基準違反であっても、公共性・密集性の高い地域において行われるなどの事情を勘案して判断され、社会通念上許容されない処分行為であれば対象となる

【解説】

- (1) の第16条の罰則については第25条第1項第14号。
- (2) の処理基準違反行為の程度が著しい場合においては対象となるので誤り。
- (4) の両罰規定については第32条第1号に規定されている。

正解 (2)

これは、前回(第42回)の問題を解いた方にとっては簡単だったかもしれませんね。ただ、現実的には「まよう」人もいるんです。「その程度では捕まらないのではないか?」というように思っちゃうんですね。大きな声では言えませんが、「法律違反」と「捕まる」かは素人から見るとギャップを感じます。(かく言うBUNさんも学校で正式に法律を学んだわけではないので「素人」です)

法令違反したからと言って、「違反者全員が牢屋に入る訳ではない」ことは時折マスコミで報道される政治家の行動を見ると判りますよね(^o^)

いくら法律で「懲役5年」「罰金30万円」と規定していても、みんながみんな牢屋に5年入ったり、罰金30万円を払っている訳ではありません。でも、「法律違反は法律違反」。

皆さんも「不起訴」や「起訴猶予」「情状酌量」と言った言葉を聞いたことがあるでしょ。

実際にどの程度の刑罰にするかは裁判で決まるし、裁判になるためには検察が起訴しなければ始まりません。ですから、法律違反をしても検事さんが「牢屋に入れるほどのことでも無いなあ」と判断すると「起訴猶予」ということもあるのです。

検事が起訴猶予にするか、裁判長が無罪にするかは、結局ケースバイケースです。

まさに「裁判をやってみなければ判らない」のです。

～廃棄物処理問題～

いくら家庭ゴミであっても、1回あたりいくら少量であっても、何回も繰り返したことから「犯罪性が強い」として逮捕、送検された事案は数多くあります。
絶対に捕まらない方法があります。それは「違反をしない」ことですね。
では、ちょっと視点を変えて「道徳的な」規定を見てみましょうか。

Q、次のうち、その行為をしなければならない人物とその行為の組み合わせで、法令で規定されていないものはどれか。

(清潔の保持)

- (1) 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者）
→占有し、又は管理する土地又は建物を清潔に保持しなければならない。
- (2) 建物の占有者
→市町村長が定める計画に従った大掃除をしなければならない。
- (3) 何人も（誰でも）
→キャンプ場、スキー場、海水浴場、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。
- (4) 市町村
→必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設けなければならない。
- (5) 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者
→当該便所に係るし尿は自らくみ取らなければなければならない。

【解説】

法第5条には「清潔保持義務」が規定されている。これは清掃法時代から規定されていた内容で、廃棄物処理法の目的の一つである「公衆衛生の向上」を達成するための規定といえる。

(2)の大掃除の規定などは、現状に合わなくなっている内容はあるものの、本来国民や自治体が当然にやるべき内容を教示的に規定している。

なお、この第5条の規定に違反したからといって罰則の規定はなく、状態が悪ければ、改善命令、措置命令、不法投棄罪の適用等、他の規定によることとなる。

(5)は「環境衛生上支障が生じないよう処理する」との規定はあるが、「自らくみ取る」とは規定していない。

なお、平成22年の改正により法第5条第2項に土地所有者等の「通報」義務が規定された。

正解 (5)

「廃棄物処理法」と聞くと、すぐに「産廃」や「マニフェスト」「委託契約書」と言った「厳しい」「規制行政」を思い浮かべる人も多いと思いますが、「廃棄物処理法」の正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「清掃」の文言が入っていますし、第1条を見ると、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」であり、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」が「目的」であることが明解です。よって、第5条には「清潔保持義務」こそ本来重要なことなんですね。

では、今回の宿題もこういった趣旨のものとしてみましょう。



宿題Q

次のうち、廃棄物処理法で「国民の責務」として規定されていない事項はどれか。

- (1) 廃棄物の排出を抑制すること。
- (2) 再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。
- (3) 廃棄物を分別して排出すること。
- (4) 生じた廃棄物をなるべく専門の業者に処理委託すること。
- (5) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



皮膚等障害化学物質等の取り扱い時に“化学防護手袋”の使用が義務化

安衛則第594条の2第1項が適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質に該当する物を示すとともに、皮膚等障害化学物質等についての留意事項を示す通達やリーフレットから、化学防護手袋の使用が義務化されたことを紹介します。

この内容は、令和6年4月1日から施行されています。

用語の定義は、次のようになります。

(1) 皮膚刺激性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。

具体的には、施行通達記の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報



のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質をいうこと。

(2) 皮膚吸収性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。

ただし、(1)、(2)ともに、特化則等で、不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に 「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触するがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ → 詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、皮膚刺激性有害物質（①）、皮膚吸収性有害物質（②）が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------



従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

↑皮膚等障害化学物質
リストはごちら

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→局所影響（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→全身影響（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



～ワンポイント安全衛生～

◇通達（基発 0531 第 9 号、令和 4 年 5 月 31 日）《抜粋》

第 4 細部事項（令和 6 年 4 月 1 日施行）

8 保護具の使用による皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止
(安衛則第 594 条の 2 第 1 項関係)

(1) 本規定は、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務において、労働者に適切な不浸透性の保護衣等を使用させなければならないことを規定する趣旨であること。

(2) 本規定の「皮膚等障害化学物質等」には、国が公表する GHS 分類の結果及び譲渡提供者より提供された SDS 等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されているもの及び別途示すものが含まれること。

○労働安全衛生規則 第 594 の 2 条《抜粋》

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

リーフレットには、次のような災害事例が示されています。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。



なお、作業者の服装は、通常の作業着に化学防護手袋でない一般的なビニル手袋、ゴム長靴、さらに化学防護服ではないナイロン製ヤッケを着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、適切な保護具を使用していないかったこと、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していないことが原因と考えられている。

手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

みなさんの処理施設などで取り扱っている化学物質の“区分”を SDS で確認してください。

手順 1（作業等の確認）

→ 詳細は第2章第2節第1項を確認

● 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

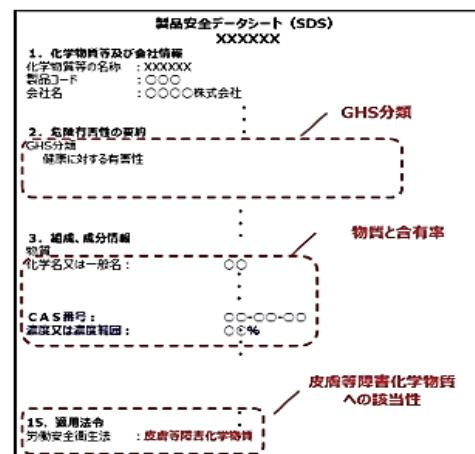
・取扱物質の SDS やメーカーのウェブサイトを確認し、「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。

・SDS の危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが区分 1 である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。

・SDS の「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3. 組成、成分情報」の成分名を参考資料 1 に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



[出典]「皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務化されます」

「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」(厚生労働省)

CSP 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～



こんな時、どうするの？

リチウムイオン電池が事故原因になると聞きますが、事業所で使った電池、充電池、電池入り製品を安全に処分するにはどうしたらいいですか。電池を製品から取り出せても、電池の種類の見分け方もかりません

協会にあった相談を解決するための参考情報を紹介します。

電池には乾電池のような「使い切り」の一次電池と「充電式」の二次電池があります。処分するには電池の中身を知り分別する必要があります。どのような電池か判別しましょう。

Q1 まず外観から、「規格品」の電池か、機器に内蔵される「パック型電池」かを判別します。

「規格品」には、ボタン・コイン型、単一、単二、単三と呼ばれる円筒形や角型のもの、自動車等のバッテリーがあります。この他の製造者の仕様の「パック型電池」は、電子機器に内蔵される「パック型」、「シート型」のほか多様な形状です。

Q2 次に、表示から、「使い切り」か「充電式」かを判別しましょう。

アルカリ・マンガン乾電池以外の「規格品」の電池にはアルファベットの記載があります。(一社)電池工業会(以下、「BAJ」と表記。) <https://www.baj.or.jp/battery/kind/kind.html>に紹介されています。

1991年前の「リチウムイオン電池」は、水銀を含有しているかどうかの情報も必要です。

これらの「使い切り」タイプ乾電池は、「金属」「汚泥」の産業廃棄物として処分できます。水銀含有の場合は、水銀回収可能な処分業者に委託が必要です。

① 使い切り電池の場合

使い切り電池のアルファベット表示

	アルカリ電池	マンガン電池	リチウム一次電池	空気亜鉛電池	酸化銀電池
円筒形	LR,A23,A32, E96,AAAA	R,UM,SUM	CR,FR, BR		
角型	6LF22,6LR61	6F22			
ボタン型	LR			PR	SR
コイン型			CR,BR		
パック形※			CR		

「ボタン型(LR,PR,CR)」は、新しい電池を BAJ の回収協力店で購入する場合に、その販売店に下取りをお願いすることができます。ただし、リチウムイオン電池の「コイン型(CR, BR)」は対象外です。



② 充電式電池の場合

多くの充電池に、右のリサイクルマーク表示があります。特に、資源有効利用促進法の指定再資源化製品(小型二次電池使用製品 28 品目)の電池には右記マークを付け販売することになっています。



～相談事例～

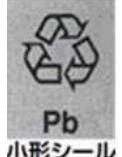
製品から取り外した「小型二次電池」を、製造者や販売者らが組織する(一社)JBRC が回収し、処分や再生をしています。事業の紹介 HP です。
https://www.jbrc.com/recovery_base/kaishu_kibou/



③ マークがない場合

充電式ということしか分からない場合は、製品の製造者・販売者・輸入者に処分の方法を尋ねましょう。

充電式電池のアルファベット表示

充電式	ニッカド電池  Ni-Cd ニカド電池	ニッケル水素電池  Ni-MH ニッケル水素電池	リチウムイオン電池  Li-ion リチウムイオン電池	リチウム二次電池  Li-ion リチウムイオン電池	鉛蓄電池  Pb 小形シールド鉛蓄電池
円筒形	Ni-Cd,KR	Ni-MH,HR	Li-ion		
角型	Ni-Cd,KF	Ni-MH,HF	Li-ion		Pb・カーバッテリー
コイン型				VL,ML,TC,CLB, MS,MT,UT	
パック形※	Ni-Cd,KR※	Ni-MH,HR※	Li-ion※	※	

※小型電子機器に内蔵されたパック型

小型二次電池のリサイクル(資源有効利用促進法)

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden/index03.html

④ 自動者バッテリー(鉛蓄電池)の場合

「金属」「汚泥」「廃酸(特管)」で許可業者に委託できます。広域認定の5つの事業者のものであれば、いずれの製造者のものでも広域認定の業者に委託できます。また、右の看板がある販売店では購入時に無償の引取りもしています。



R6.3.6 現在の認定事業者は5者

古河電池(株)
(株)GSユアサ
昭和电工マテリアルズ(株)
エナジーシステムサービスジャパン(株)
(株)GSユアサ エナジー



Q3 排出する電池(産業廃棄物)を回収拠点や処分先までどのように運びますか?

事業者自ら運べない場合は、「産業廃棄物収集運搬業者」に委託する必要があります。委託契約書や産業廃棄物管理票も必要です。

Q4 使用済み小型家電の場合、電池を入れたまま製品ごと処分することはできますか。

処分するときは、**充電池を外し**、「金属くず」「廃プラ」「ガラス陶磁器くず」の産業廃棄物として許可を持つ処分業者に委託できます。資源の有効利用の観点から、小型家電リサイクル法に基づく国の認定を受けた事業者に委託すると、希少金属の回収が円滑にできます。排出事業者は、処分先に充電池の使用製品である旨の説明と、再資源化を意識した方法を選択することが求められています。

充電池の有無を把握し処分業者に伝えましょう。



事業者向け小型家電リサイクル法 <https://www.env.go.jp/content/900535787.pdf>



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○六価クロム化合物排水基準強化

水質汚濁防止法施行規則改正、排水基準省令改正により、2024年4月1日から六価クロム化合物の規制値が0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに強化されました。

今回の改正は2022年の環境基準改定に伴うものです。また、下水道法の排除基準も変更されました。同時に大腸菌群数による規制も、大腸菌数による規制に変更されています。

https://www.env.go.jp/press/press_02672.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000545.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年4月22日掲載)

○食品リサイクル法関連の改正

食品リサイクル法では、従来マテリアルリサイクルを重視していました。しかし、脱炭素社会への移行を考慮し、エネルギー利用の推進も重視されることになります。

今回の主な改正ポイントは以下のとおりです。

①肥料・飼料などの登録再生利用事業者制度の登録要件緩和、②エネルギー利用推進を基本方針に追加、③焼却・埋立ての削減目標の設定、④食品関係事業者以外の食品廃棄物削減推進。なお、食品ロス削減については、食品リサイクル法とは別の法律（食品ロスの削減の推進に関する法律）が制定されています。

https://www.env.go.jp/press/press_02805.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年4月15日掲載)

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案の閣議決定

2024年3月15日、再資源化事業等高度化法案が閣議決定されました。今国会で成立する予定です。

EUでは、自動車、ペットボトル、家電製品等に一定の再生資源の利用を義務化する動きが高まっています。そこで、品質のよい再生資源を国内で確保するために、リサイクル技術の向上及び再生資源の流通促進を図る法律が必要となりました。国の認定制度により、動脈産業と静脈産業を連携し、廃棄物処理法において必要とされる許可が一部不要となる予定です。

https://www.env.go.jp/press/press_02916.html

www.env.go.jp/content/000208833.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年4月8日掲載)

○プラスチック資源循環法に基づく新たな認定

プラスチック資源循環法には、製造者・販売者による自主回収・再資源化事業計画認定制度があります。2024年3月、新たに2件の認定が追加されました。

1件は、花王株式会社及び花王ロジスティクス株式会社による「使用済みつめかえパック（つめかえ用フィルム容器）」です。年間1.5tの回収を予定しています。もう1件は、積水化成品工業株式会社による「発泡スチロール（ビーズ）、家電の緩衝材など」回収予定量は年間2t、「発泡スチロール（シート）白色トレーなど」回収予定量は年間0.1tです。製造・販売の量に比べて、回収予定量が少ないのが気になりますが、制度設計上やむを得ないのかもしれません。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/recycle>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年4月1日掲載)

栃木県から各種報告書提出のお知らせ



6月は各種報告の提出月です。期限内の報告に御協力ください。

1 産業廃棄物処理業実績報告

対象者 本県の許可を有する全ての産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
※令和6年度から産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業者からの報告は不要です。

報告内容 令和5（2023）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績

提出期限 6月30日（日）

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

対象者 令和5（2023）年度に（二次マニフェストを含む）産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した全ての排出者

報告内容 産業廃棄物管理票の交付等の状況

提出期限 6月30日（日）

3 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書

① 産業廃棄物処理計画書

対象者 令和5（2023）年度の産業廃棄物の排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物は50t）以上の排出者

報告内容 令和6（2024）年度における産業廃棄物の処理計画

② 処理計画実施状況報告書対象者

対象者 令和5（2023）年度の産業廃棄物処理計画書を提出した多量排出事業者

報告内容 令和5（2023）年度の産業廃棄物処理計画の実施状況

提出期限 ①②ともに6月30日（日）

提出先及び問い合わせ先一覧

提出先(取扱窓口)		住所及び電話番号	管轄市町
1	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
2	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
3	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
4	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
5	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町
6	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3098	宇都宮市、栃木県以外

※ インターネットからも報告ができます。（報告1、3は、原則電子申請。）

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

廃棄物対策担当 災害等廃棄物対策チーム TEL 028-623-3098

～行政ニュース～

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を委託しなければならないとされており、それに伴って、P C B廃棄物を保管する事業者は毎年度、前年度における保管及び処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているP C B廃棄物や使用しているP C B製品の写真（A 4用紙に貼付）

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。

イ P C B廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と記載してください。

ウ P C B廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票（又はD票）の写し

2 提出期限：令和6（2024）年6月30日（日）

3 提出先・提出部数

提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所

提出部数：2部

提出方法：原則郵送

※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。

・https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

4 その他留意事項

記載にあたっては、下記の留意事項を御参照ください。

- P C Bを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ届け出してください。 [関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0386）]
- 低濃度P C B使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。
- 既に処分期限が到来している高濃度P C B廃棄物（変圧器・コンデンサー：令和4年3月末まで、安定器等：令和5年3月末まで）の保管が明らかになった場合、大至急、下記まで連絡してください。

5 提出、問合せ先

	名称	住所・電話番号	管轄区域
届出の提出 問合せ	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、野木町、壬生町
	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL 028-623-3098	

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

PCB廃棄物の処分期間

○低濃度PCB廃棄物：令和9（2027）年3月31日まで

○高濃度PCB廃棄物

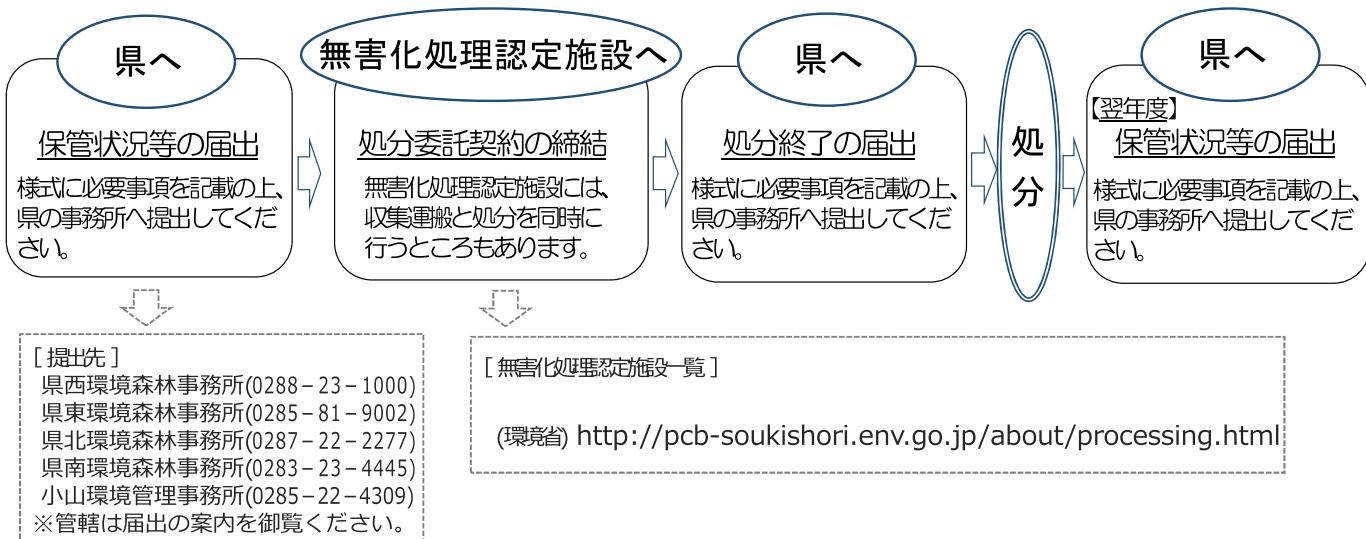
- ・変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日/処分期限到来
- ・安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日/処分期限到来

※高濃度PCB廃棄物の処分期間は、終了しています。

※処分期間までに処分がなされない場合は、PCB特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

低濃度PCB廃棄物の処分完了までの流れ

低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。



※高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業（株）[通称：JESCO]が行っています。

PCB廃棄物の処分に対する支援制度があります。

PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

○PCB廃棄物の処分に係る融資制度

日本政策金融公庫では、低濃度PCB廃棄物を含むPCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫)https://www.jfc.go.jp/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

(参考) 高濃度PCB廃棄物に関する中小企業等処理費用軽減制度

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は最大44%、個人は95%が軽減されます。

(JESCO)http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

環境省がホームページで確認方法を公開しています。
なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省)<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>
(栃木県)<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

The collage consists of six panels arranged in a grid:

- Top Left Panel:** A man in a dark suit and tie walks away from the viewer, carrying a trash bag. Text: "週に一度だけ 職場のまわりを。" (Once a week, around the workplace).
- Top Middle Panel:** A woman in a colorful patterned sweater and green plaid skirt walks away from the viewer. Text: "自慢の 清流スポットを キレイに。" (Proud of the clean river spot, keep it clean).
- Top Right Panel:** A woman in a red coat and blue hat walks a dog. Text: "ワンちゃんの お散歩がてら。" (On the way for a walk with the dog).
- Middle Left Panel:** An elderly couple walks together; the man points forward. Text: "毎日の ウォーキングついでに。" (While walking every day).
- Middle Center Panel:** The main title of the campaign: "For Me 530 Project". Below it: "2024.5/1水»7/31水". A small text at the bottom reads: "ゴミ問題はどこかの誰かの問題じゃなく、私たちひとりひとりの問題だから。楽しくできることを無理なく続けよう。 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言".
- Middle Right Panel:** A woman and a child walking together. Text: "通学路で 子どもと一緒に。" (On the way to school with children).
- Bottom Left Panel:** A man in a patterned jacket and orange pants walks past a yellow car, dropping trash on the ground. Text: "駐車場で、マイカーの周りだけ。" (Only around the parking lot and my car).
- Bottom Middle Panel:** A woman in a colorful patterned dress walks through a field of flowers. Text: "公園で、憩いついでに ちょっとだけ。" (In the park, take a break and do a little bit).
- Bottom Right Panel:** A woman in a floral dress holds a coffee cup. Text: "空の コーヒーカップ 一杯分だけ。" (Empty coffee cup, just one cupful).

Campaign Tagline: "キャンペーンに参加して豪華宿泊券プレゼントをもらおう! 裏をCHECK>>>"

キャンペーン期間: 2024.5/1水»7/31水



“私たちのゴミひろい”をしたら
LINEから投稿! 抽選でプレゼント!

第1弾

5/1水»31金



A賞 那珂川 有形文化財
ホテル 飯塚邸
ペア宿泊券
1名様

B賞 県内商業施設の
商品券(3,000円分)
5名様

C賞 530project
オリジナル軍手
50名様

第2弾

6/1土»30日



A賞 那須 星野リゾート
リゾナーレ那須
ペア宿泊券
1名様

B賞 県内商業施設の
商品券(3,000円分)
5名様

C賞 530project
オリジナル軍手
50名様

第3弾

7/1月»31水



A賞 日光
日光金谷ホテル
ペア宿泊券
1名様

B賞 県内商業施設の
商品券(3,000円分)
5名様

C賞 530project
オリジナル軍手
50名様

キャンペーンの詳しい情報はコチラ(栃ナビ!のサイト)



＼参加方法／

1 ゴミひろい
をする



できる範囲でOK!

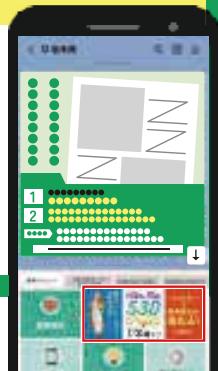
2 写真を
撮る



写真をパシャリ!

3 栃木県公式LINEから
応募する

こちらから



期間中、1日1回応募できます!
たくさん応募して当選率UP!

*キャンペーンは期間中であっても予告なく中止となる場合がございます。
※宿泊券の利用には期間などの条件があります。詳しくはキャンペーンサイトをご確認ください。

栃木県環境森林部 資源循環推進課 TEL.028-623-3228



適応
センターセンター
通信30号

令和6(2024)年4月

暑さに慣れていない時期は危険
春の熱中症に注意しよう！

県内の多くの観測地点で夏日が観測される中、気象庁は、令和6年4月15日に早期天候情報を発表し、高温への注意を呼びかけました。
(夏日：最高気温が25℃以上の日)
夏だけではなく、体が暑さに慣れていない春にも熱中症は発生します。

早期天候情報 発表！

4月から暑い

早期天候情報※は、その時期としては10年に1度程度しか起きないような著しい高温や低温、降雪量（冬季の日本海側）となる可能性が、いつもより高まっているとき、6日前までに注意を呼びかける情報です。

また、2月に発表された6月～8月（暖候期）の予報でも、全国的に平均気温が平年より高くなる見込みとされています。

身体が暑さに慣れていない時期は、上手に汗をかけないため、体内の熱を放出しにくく、体温調節がうまくいかないことがあります。熱中症の危険性が高くなります。

春期から暑さに注意し、早めの熱中症対策をしましょう。

※ 情報発表日の6日後から14日後までを対象として、5日間平均気温が「かなり高い」もしくは「かなり低い」となる確率が30%以上、または5日間降雪量が「かなり多い」となる確率が30%以上と見込まれる場合に発表される。
月曜日（祝日などの場合は火曜日）と木曜日に発表。



4月15日に発表された気温の「早期天候情報」
全国で気温がかなり高くなる確率が30%以上と見込まれることを示した図（気象庁HPから）

活用しよう！

今季の熱中症警戒アラートスタート！

4月24日から、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される時に注意を呼びかける「熱中症警戒アラート」の今季の運用が、始まりました。

また、今年からは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となると予想される時に「熱中症特別警戒アラート」が発表され、周りの人も含めた命を守ることを強く呼びかけられます。

これらの情報を発信する「熱中症予防情報サイト」では、アラートの発表状況と併せて、全国のWBGT（暑さ指数）を公開しています。同サイトには、アラート情報のメール配信サービスもあります。

WBGTやアラート情報を活用しましょう。

環境省 热中症予防情報サイト 

WBGT(暑さ指数)とは

★ WBGTは、熱中症を予防することを目的として設定された指標で、値に応じて熱中症の警戒度が区分されます。

★ WBGT予測値が、県内すべての観測地点で35以上の場合は「熱中症特別警戒アラート」が、県内いずれかの観測地点で33以上の場合は「熱中症警戒アラート」が発表されます。

WBGT (暑さ指数)	日常生活に関する指針	運動に関する指針
危険 (31以上)	外出は避け、涼しい室内に移動 高齢者は安静状態でも危険性大	運動は原則中止
厳重警戒 (28~31)	外出時は炎天下を避ける 室内では室温の上昇に注意	激しい運動は中止
警戒 (25~28)	運動や激しい作業をする際は、定期的に十分な休息を入れる	積極的に休憩
注意 (21~25)	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には危険	適宜、水分補給

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP  X
(ID Twitter)

2024
4/20(土)
7/1(日)

栃木県立日光自然博物館 春の企画展

一味違う
自然観察

花の奥日光

いざ、足元に咲く
「小さな花」の世界へ！

奥日光の足元に咲く「小さな花」が企画展の主役！
自然の中でひっそりと咲く小さな花の魅力とそれを
味わい尽くすための「一味違う自然観察」をご紹介します。



入館料
内訳
※要鑑定料

大人 高校生以上	510円 (410円)
小人 4才以上	260円 (210円)

栃木県立
日光自然博物館
QRコードでHPに簡単アクセス！



—TOBU
Group

お問い合わせはこちら！ 〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1 TEL: 0288-55-0880

栃木県内のまつり・イベント情報(5月・6月)

本物の出会い 栃木

Discover your Tochigi



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
3月15日(金)～5月15日(水)	うずまの鯉のぼり	栃木市	巴波川 (栃木市倭町、室町、湊町周辺)	(一社)栃木市観光協会	0282-25-2356
3月23日(土)～5月12日(日)	あしかが『美』食まつり2024	足利市	足利市内協賛店舗	(一社)足利市観光協会(事務局)	0284-43-3000
4月中旬～5月中旬(予定)	板室温泉こいのぼり	那須塩原市	板室温泉地内中川河川敷 (那須塩原市板室)	黒磯観光協会	0287-62-7155
4月13日(土)～5月15日(水)	あしかがフラワーパーク 「ふじのはな物語～大藤まつり2024～」	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
5月11日(土)～6月8日(土)	早乙女荒川河川敷ボピ一畠	さくら市	荒川河川敷内 (さくら市早乙女)	喜連川観光協会	028-686-3013
・5月12日(日) ・6月9日(日) 14:00～15:00	復活！シカ革細工教室	日光市	日光湯元ビジターセンター	自然公園財団 日光支部	0288-62-2461
5月18日(土)～6月30日(日)	鬼怒川温泉地酒まつり ～鬼喜座景～	日光市	鬼怒川・川治温泉観光情報センター(日光市鬼怒川温泉大原1404-1)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月25日(土) 詳細未定	おお杉御田植祭	日光市	森友瀧尾神社 (日光市森友995)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月25日(土)～6月3日(月)	鹿沼さつき祭り	鹿沼市	第1会場:鹿沼市花木センター (鹿沼市茂呂2086-1) 第2会場:JAかみつが鹿沼花木センター (鹿沼市奈佐原町584-1)	鹿沼さつき祭り実行委員会 (鹿沼市花木センター)	0289-76-2310
6月1日(土)～2日(日)	平家大祭	日光市	湯西川温泉街・平家の里等	平家の里 日光市観光協会	0288-98-0126 0288-22-1525

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」



教育資金が準備できないときは？

①まず奨学金を検討する



新年度がはじまりました。そして、4月は入学や進学の季節、お子さまやお孫さまの入学式や始業式に顔を出した、そんな方々も多いのではないでしょうか。家族が無事、入学や進学を迎えることができて一安心、家計としてもホッと息をついている、そんな今日この頃なのかもしれませんね。

でも、子育てはまだまだ続く、そんなご家庭の皆さまにとっては、教育資金の準備はこれからが本番、まだまだ気を抜けないと決意を新たにしていることでしょう。とは言え、緊張しちゃなしどうのも、あまりよろしい精神状態とは言えませんよね。ですから、特に40代や50代向けのライフプランセミナーでは「教育資金が準備できないときは？」というネタもお伝えしています。万が一の場合、どうすればいいのかを知っているだけで、随分と心持ちが違ってくると思うからです。今回は、教育資金が準備できないとき、まず最初に検討するべき「奨学金」の話です。

近年、よく言われるのが、「大学生の約半数は奨学金を利用している」との話し。今回改めて、大学（昼間部）進学者の奨学金の受給率を確認したところ、「国公立や私立に関係なく、まさに“半分”！」でした。これは、奨学金の利用をためらっている人に、ぜひ、紹介したいデータですね。

■奨学金の受給率※1

	国立	公立	私立
受給者 (率)	42.3%	55.0%	50.8%

※1 出所：日本学生支援機構「令和2年度 学生生活調査結果」、大学昼間部

そして、奨学金の特徴の一つは貸与条件として成績基準がある、ということ。日本学生支援機構の第一種奨学金だと、5段階評価で平均3.5以上必要ですので、「はじめに勉強しないと！」ですね。

■日本学生支援機構の奨学金※2

	タイプ	特徴
第一種 奨学金 (無利子)	貸与	無利子で貸与が受けられる奨学金。貸与に際しては、 一定の選考基準をクリアする必要 があり、条件は厳しめ。
第二種 奨学金 (有利子)	貸与	年利3%が上限で利子がかかる奨学金（在学中は無利子）。複数の中から月の貸与金額を選択することができ、 選考基準は第一種奨学金より緩やか 。
給付 奨学金	給付	返済が不要な奨学金。 経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対するもの で、成績不振などの場合に給付の打ち切りや返還が必要なこともある。

※2 出所：日本FP協会「くらしとお金のワークブック」

なお、気をつけるべき点は、奨学金の申込と給付開始の時期。まず、高校3年生の4月以降に在学する高校で申込むことになりますので、「タイミングを逃さないように！」ですね。そして、奨学金の初回振込は大学入学後になるので、「入学金には使えない！」という点にご注意ください。

最後に、奨学金とは、分かりやすく言えば「借金」です(給付型は除きます)。最近では、社員に対する奨学金返済の支援制度を設ける企業もあるようですが、返済の見通しを立て、計画的に利用することが大切なのは言うまでもありません。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行います。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 -許可証の変更等について-

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

- 編集後記 -

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わり1年が過ぎました。国内の観光地はコロナ前の賑やかさを取り戻し、海外への観光もコロナ前を上回っているようです。今年のゴールデンウィークでは、各地でオーバーツーリズムが問題になっているようですが、昭和のエネルギーッシュな時代は、何もかもがオーバーだったような気がします。「24時間働けますか？」のキャッチコピーはその最たるものだったなど懐かしく感じます。

連休中、各地で最高気温が30度を超える暑さを記録したかと思えば、20度に満たない日もあり、体調維持にも一苦労です。我々の業界にも、プラ新法が施行され、資源循環の新法が閣議決定され、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーが求められてきました。業界にとってこの風が順風なのか逆風なのか、しっかりと見極める必要があると感じます。

- 事務局だより -

☆ 4月5日（金）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

新年度挨拶のため、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、若月理事、佐久間理事が栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺いました。

☆ 4月15日（月）

令和5年度協会事業執行状況及び会計監査が、栃木県立美術館普及分館において行われ、茂垣・手塚両監事から監査を受けました。

☆ 4月16日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会が、東京大神宮マツヤサロンにおいて開催され、菊池会長、神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 4月17日（水）

令和5年度産業廃棄物適正処理推進事業補助金に係る監査が、栃木県立美術館普及分館において行われ、所管の栃木県資源循環推進課の担当者から監査を受けました。